

施設検査

1 .高圧ガス保安法では、第一種製造者は年 1 回以上の定期自主検査を実施しなければならないと規定され、第二種製造者には設備の技術上の適合・維持が義務付されています。

当協会の会員の冷凍・空調施設については、年 1 回事業所に検査員が伺い、冷凍施設の維持・管理状況並びに定期自主検査実施状況の確認・指導を行っています。

確認内容は[保安検査の項目](#)と冷凍施設の管理となっております。

保安検査の項目は保安検査のページでお知らせしていますのでご覧下さい。

施設管理の項目は、次の通りです。

- (1) 保安責任者(代理者)の選任状況:第一種製造者
- (2) 保安管理体制(第 1 種製造者にあつては危害予防規程に基づく):第一種製造者
- (3) 日常点検・運転日誌の記載状況
- (4) 保安教育の実施状況
- (5) 防災訓練計画及び実施状況:アンモニア設備